

この保険商品は下記の保障を希望されるお客さまにおすすめの商品です。

主な保障内容 ▶ 死亡時の保障

重要事項
説明

必ずお読みください

無解約返戻金型逡減定期保険 無配当

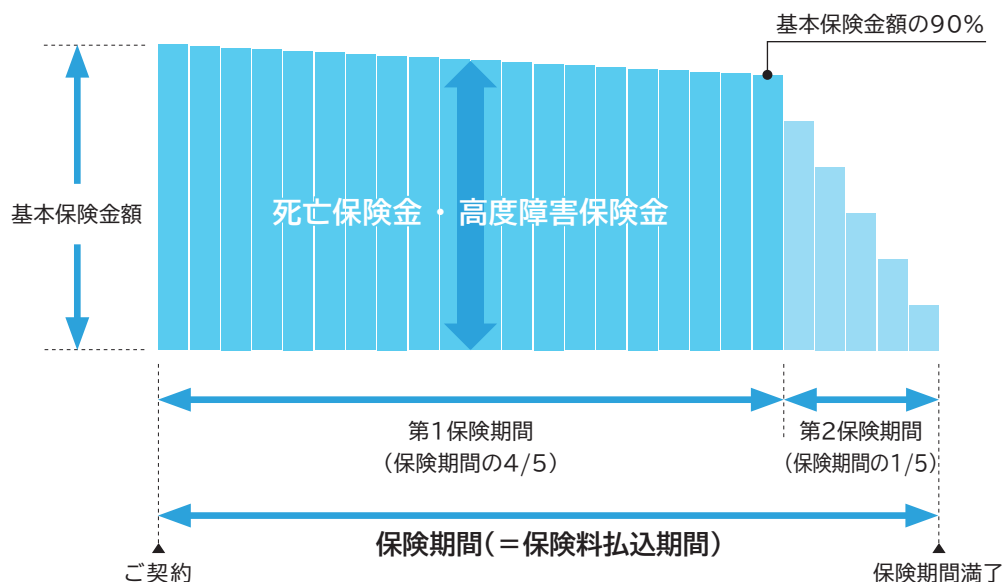
- この **契約概要** は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に **注意喚起情報** とあわせて必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みください。
- お支払事由や給付に際してのご留意点は、概要や代表事例を示しています。
お支払事由や給付に際してのご留意点等の詳細、主な保険用語の説明等については **「ご契約のしおり・約款」** に記載しておりますので必ずご確認ください。

1 特 徴

- 死亡・約款所定の高度障害状態に一定期間備えることができます。
- 保険料は一定で、期間の経過に応じて保険金額が減少します。

2 商品(主契約)のしくみ

〈第1保険期間が保険期間の当初4/5の期間のタイプ、第1保険期間逡減限度割合：90%の場合〉



※第1保険期間満了日の翌日から保険期間満了日までの期間を第2保険期間といいます。

※具体的にご契約の内容(基本保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、**「申込書」**や**「保険設計書」**等でご確認ください。

■ 逓減のタイプは次のとおりです。

第1保険期間 ^{注1}	保険期間の当初4/5の期間				保険期間の当初3/5の期間				保険期間と同一
第2保険期間 ^{注2}	保険期間の残り1/5の期間				保険期間の残り2/5の期間				なし
第1保険期間逓減限度割合 ^{注3}	90%	80%	70%	60%	90%	80%	70%	60%	20%

注1 第1保険期間は年単位とし、年未満を切り捨てて計算します。

注2 第2保険期間は、第1保険期間満了日の翌日から保険期間満了日までの期間をいいます。なお、第1保険期間が保険期間と同一の場合は、第2保険期間はありません。

注3 第1保険期間逓減限度割合とは、第1保険期間満了日における保険金額の基本保険金額に対する割合をいいます。

■ 各保険年度の保険金額の算式は次のとおりです。

第1保険期間	基本保険金額 × $\left\{ 1 - \frac{(1 - \text{第1保険期間逓減限度割合}) \times \text{経過期間}^{\text{注1}}}{\text{第1保険期間の年数} - 1} \right\}^{\text{注2}}$
第2保険期間	基本保険金額 × $\left[\text{第1保険期間逓減限度割合} \times \left\{ 1 - \frac{(\text{経過期間}^{\text{注1}} - \text{第1保険期間の年数} + 1)}{\text{第2保険期間の年数} + 1} \right\} \right]^{\text{注2}}$

注1 経過期間は年未満切り捨てとします。

注2 基本保険金額に乘じる率は、小数点以下第5位を四捨五入します。

3 主契約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
死亡保険金	死亡されたとき	保険金額
高度障害保険金	約款所定の高度障害状態になられたとき	

■ 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

■ 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

保険料の払込免除について

■ 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

- 不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき

■ 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。

- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- 被保険者の犯罪行為によるとき 等

4 特約の保障内容： お支払いできる場合と給付に際してのご留意点

主契約に付加できる特約を記載しています。ご契約年齢およびご契約の内容によっては付加できない場合もあります。

保険料払込免除特約

■次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。

払込免除事由	
特定疾病	悪性新生物（ガン） 責任開始期前を含めて初めて悪性新生物（ガン）に罹患したと医師によって診断確定されたとき ただし、次の場合を除きます。 <ul style="list-style-type: none">●上皮内ガン（子宮頸ガン0期・食道上皮内ガン・非浸潤ガン・大腸の粘膜内ガン等）●皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚ガン●責任開始日から90日以内に診断確定された乳ガン
	急性心筋梗塞 急性心筋梗塞を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ただし、狭心症等は除きます。
	脳卒中 脳卒中を発病し、初めて医師の診療を受けた日から60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ただし、脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞が対象になります。
特定障害状態	病気やケガで約款所定の特定障害状態になられたとき
要介護状態	病気やケガで約款所定の要介護状態となり、かつ、その要介護状態が180日以上継続していることが医師によって診断確定されたとき

リビング・ニーズ特約

保険金	お支払いできる場合（お支払事由）	お支払額
リビング・ニーズ保険金	余命6か月以内と判断されるとき	特約基準保険金額（ご請求額）から6か月分の利息および保険料相当額を差し引いた金額

- リビング・ニーズ保険金のお支払いは1契約について1回を限度とします。
- 特約基準保険金額は、被保険者お一人につき他のご契約を通算して3,000万円を限度とします。なお、この特約基準保険金額の通算限度額は、将来変更することがあります。
- ご契約者が法人の場合、リビング・ニーズ特約は付加できません。

区分料率適用特約

- 「区分料率適用特約」の販売名称は「健康優良割引」です。
- 被保険者の健康状態、喫煙歴等の状況、自動車等の運転履歴が三井住友海上あいおい生命所定の基準を満たす場合、申込時にご契約者からお申し出いただくことにより「区分料率適用特約」を主契約に付加することで、保険料はこの特約を付加しない場合に比べて安くなります。
 - ※健康優良割引を適用する場合、三井住友海上あいおい生命の定める契約引受基準において、健康状態および身体状態が良好と認められる必要があります。
 - ※健康優良割引は、保険金額等によっては適用できない場合もあります。

5 解約返戻金について

保険期間を通じて解約返戻金はありません。

6 配当金について

契約者配当金はありません。

7 お問い合わせ先

- 生命保険のお手続きやご契約に関するご相談・ご意見等は、三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンターへご連絡ください。

お問い合わせ先

三井住友海上あいおい生命 お客様サービスセンター

TEL **0120-324-386** (無料)

受付時間 月～金 9:00～18:00 / 土 9:00～17:00 (日・祝日・年末年始を除きます)

- 三井住友海上あいおい生命の商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

詳細は [注意喚起情報](#) の「お問い合わせ先」をご覧ください。

「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」について

保険種類・特約をお選びいただく際には「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」をご覧ください。この保険は「保険種類のご案内」に記載されている定期保険 (&LIFE 遡減定期保険) です。「保険種類のご案内」「各種特約のご案内」は、当社の社員・取扱代理店または課支社にご請求ください。

生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。なお、お客さまが当社の生命保険募集人の登録状況・権限等に関しまして確認をご要望の場合は、当社お客様サービスセンターまでご連絡ください。

ご検討に際しては、必ず「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

ほけん百花

いずみライフデザイナーズ株式会社

〒107-0052 東京都港区赤坂3-3-5 住友生命山王ビル9F
Tel. 0120-880-167 (03-5549-6191) Fax. 03-5549-6195

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客様サービスセンター TEL:0120-324-386(無料)
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)
<http://www.msa-life.co.jp>